

# 第10期 清川村分別収集計画

令和4年6月22日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本村のごみ焼却施設は、平成9年度に稼働を休止し、平成29年度に廃止しており、可燃ごみ及び粗大ごみの処理は厚木市に事務委託している状況である。

なお、廃止したごみ焼却施設の跡地には、平成30年度に資源ごみのストックヤードや粗大ごみなどの再利用を促進する拠点となる清川村リサイクルセンターを整備し、資源の有効利用を図っている。

一方で、国及び県から「ごみ処理広域化」の方針が示され、既存のごみ焼却施設の更新、焼却灰の県外最終処分等、共通の課題を持つ厚木市及び愛川町とともに、平成16年4月、厚木愛甲環境施設組合を設置し、ごみの適正処理や循環型社会の形成に寄与することを目的に、最新の技術を採用し安全性・安定性を備えた新たなごみ中間処理施設（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）の整備に向けて事業の推進を図っている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、村民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物及び最終処分量の減量や温室効果ガスの削減、SDGs目標達成への貢献、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- (3) 廃棄物の質的・量的変化に対応した効率的な収集、運搬体制の確立

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	124 t	122 t	120 t	119 t	119 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら推進する。

<p><b>【村民・事業者に対する普及啓発活動等の実施】</b></p> <p>次のことについて、村民・事業者に対し、村広報紙、ホームページ、ごみと資源の正しい出し方ガイドブック及びチラシによる周知など積極的な普及啓発に努める。</p> <p>(1) ごみの減量化・資源化、既存の資源回収方法</p> <p>(2) ごみと資源の正しい分別方法</p> <p>(3) 「3R推進月間」(10月)での環境配慮商品の積極的な購入及びマイバック持参の促進</p> <p>(4) ミックスペーパーリサイクルの推進</p>
<p><b>【教育啓発活動等の実施】</b></p> <p>村内各種団体の会議開催時や村内小中学校の社会教育において、出前講座やエコ学習会等を開催し、ごみの分別の徹底を周知するとともに、ごみ処理の現状や課題について情報提供を図り、ごみの資源化に関する教育啓発活動等に積極的に取り組む。</p>
<p><b>【資源回収活動の支援】</b></p> <p>資源回収方法は、従前のステーション回収のほか、新たに整備した清川村リサイクルセンターでの資源回収方法や受け入れ体制の充実を図り、村民の自主的な資源回収活動の活性化を促すために、集団資源回収等、新たな仕組みを検討し、村民の参加促進を行う。</p>
<p><b>【既存施策等の拡大推進】</b></p> <p>清川村リサイクルセンターの更なる活用のほか、公共施設での資源回収を検討するなど、回収方法の見直しや回収場所の増設等を図るとともに、資源の出しやすい環境づくりに取り組む。</p>
<p><b>【事業者への協力】</b></p> <p>村内小売業者に環境配慮商品等の販売促進、過剰包装の防止及びマイバック持参促進を依頼。</p>

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

ごみ処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、本村が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カ ン 類
主として 無色のガラス製容器 ガラス製 茶色のガラス製容器 の容器  その他のガラス製容器	び ん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙 パ ッ ク
主として段ボール製の容器	段 ボ ー ル
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール及びアルミ製の容器	12 t		12 t		11 t		11 t		10 t	
無色のガラス製容器	(合計) 11 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡) 11 t	(独自) — t	(引渡) 10 t	(独自) — t	(引渡) 10 t	(独自) — t	(引渡) 10 t	(独自) — t	(引渡) 10 t	(独自) — t
茶色のガラス製容器	(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡) 6 t	(独自) — t	(引渡) 6 t	(独自) — t	(引渡) 5 t	(独自) — t	(引渡) 5 t	(独自) — t	(引渡) 5 t	(独自) — t
その他のガラス製容器	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡) 5 t	(独自) — t	(引渡) 5 t	(独自) — t	(引渡) 5 t	(独自) — t	(引渡) 5 t	(独自) — t	(引渡) 5 t	(独自) — t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	39 t		39		40 t		40 t		41 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t	(引渡) — t	(独自) — t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡) — t	(独自) 10 t	(引渡) — t	(独自) 10 t	(引渡) — t	(独自) 10 t	(引渡) — t	(独自) 10 t	(引渡) — t	(独自) 10 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t	
	(引渡) 28 t	(独自) — t	(引渡) 28 t	(独自) — t	(引渡) 27 t	(独自) — t	(引渡) 27 t	(独自) — t	(引渡) 27 t	(独自) — t
(うち 白色トレイ)	(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t		(合計) — t	
	(引渡) — t	(独自) 量	(引渡) — t	(独自) 量	(引渡) — t	(独自) 量	(引渡) — t	(独自) 量	(引渡) — t	(独自) 量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、平成29年度から令和3年度までの実績を勘案し算出する。

直近年度の特定分別基準適合物等の実績については、令和3年度の実績、変化率は各種類の過去5か年度の実績に基づいた数値を採用した。

また、人口については、人口問題研究所の封鎖人口予測を基に一般廃棄物処理基本計画を勘案し、次のとおり設定した。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人 口	3,231人	3,222人	3,213人	3,206人	3,198人
前年度比	-0.28%	-0.28%	-0.28%	-0.22%	-0.25%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	選別・保管等 段 階
金 属	スチール製容器	カ ン 類	村による 定期収集	村 ・ 民間業者
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	び ん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク		
	段 ボ ー ル	段 ボ ー ル		
プ ラ ス チ ック	ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル		
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

びんについては、清川村リサイクルセンターにて選別、保管する。その他のものは、当面、民間施設にて資源化处理を図る。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	カ ン 類	袋	3 t 深ダンプ	民 間 業 者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	び ん		2 t 深ダンプ	清 川 村 リサイクル センター
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク	ひもで 十文字に結ぶ	3 t パッカー車 及び 2 t 深ダンプ	民 間 業 者
段 ボ ー ル	段 ボ ー ル			
ペ ッ ト ボ ト ル	ペ ッ ト ボ ト ル	袋	3 t パッカー車	
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		3 t パッカー車	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、ごみの減量化・資源化や既存の資源回収方法等に関し、村民や事業者との対話や普及啓発活動を促進するための方策の検討を進める。
- (2) 本村、厚木市及び愛川町で進めるごみ処理広域化において、新たなごみ中間処理施設の稼働に併せ、厚木市及び愛川町の動向を踏まえながら、新たな分別品目等の検討・整理を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- (4) 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。